

# 平成24年5月31日

産業建設常任委員会 会議録 審査内容

## ◇会議録

- 1 日 時 平成24年5月31日  
開会 11時03分 閉会 11時15分
- 2 場 所 幕別町役場5階会議室
- 3 出席委員 6名  
委員長 増田武夫 副委員長 前川雅志  
委員 東口隆弘 乾邦廣 谷口和弥 斉藤喜志雄
- 4 事務局 局長 米川伸宜 課長 萬谷司 係長 金田恭之
- 5 説明員 町長 岡田和夫 副町長 高橋平明 経済部長 飯田晴義  
土地改良課長 坂井康悦 管理係長 天羽徹
- 6 傍聴者 小島智恵
- 7 審査事件 別紙
- 8 審査結果 別紙

委員長 増田武夫

(開会 11:03)

- 委員長(増田武夫)ただ今から産業建設常任委員会を開会いたします。これより議事に入ります。まず、最初に付託された議案の審査についてであります。議案第36号幕別町農業基盤整備事業分担金徴収条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。経済部長。
- 経済部長(飯田晴義)議案第36号幕別町農業基盤整備事業分担金徴収条例につきまして、ご説明を申し上げます。なお、本会議における提案説明と一部重複する部分がございますけれども、ご了解をいただきたいというふうに思います。  
議案書の2ページをお開きください。本条例につきましては、農水省所管の補助事業であります農業体質強化基盤整備促進事業を町が事業主体となって実施するうえで、受益者から分担金を徴収することが想定されますことから、地方自治法第224条の規定に基づき条例制定するものであります。いわゆる農業基盤整備事業に係わる分担金の徴収条例につきましては、幕別町営土地改良事業の経費の関する賦課徴収条例が制定されておりますが、この条例の適用につきましては、土地改良法に基づく農業基盤整備事業に限られており、本年度実施予定の農業体質強化基盤整備促進事業は、土地改良法に基づかない事業でありますことから、分担金の賦課徴収の根拠となる条例制定の必要が生じたものであります。農業体質強化基盤整備促進事業につきましては農水省が平成23年度の第4次補正において創設した補助事業であります。本事業は、暗渠排水整備の事業主体に対し10アールあたり15万円を補助する定額補助事業であります。実施事業費が10アールあたり15万円を超えることが想定されますことから、この超える部分の金額を受益者から分担金として徴収しようとするものであります。町内におきましては、幕別町農協、札内農協、忠類農協、帯広大正農協がそれぞれの組合員を対象に事業主体となって本事業を実施いたしますが、町ではこれら農協の組合員となっていない農業者を対象に実施するものであります。なお、今後、本事業と同様に土地改良法に基づかない農業基盤整備事業が創設された場合にも対応できますよう第2条各号に掲げる事業種別を幅広く規定したところであります。以下条文に沿ってご説明をさせていただきます。第1条につきましては、条例制定の趣旨を定めるものであります。第2条につきましては、本条例が適用される事業を定義したものであります。先ほど申し上げましたように今後新たな補助制度が創設された場合にあっても本条例で対応することができるよう第1号の農業用排水施設の新設、廃止又は変更に係る事業から第5号の農用地の保全のために必要な事業まで、農業基盤整備事業として想定される事業種別をすべて明示したところであります。第3条につきましては分担金の額について定めるもので、事業費の範囲内で町長が定めることとしたものであります。第4条につきましては分担金の納付義務者について定めるもので、第1項は納付義務者を受益者とする、第2項ではその受益者の範囲について規定するものであります。第5条につきましては、分担金の賦課徴収方法及び徴収時期について定めるもので、その都度、町長が定めることとしたものであります。3ページになります。第6条につきましては、分担金の徴収の猶予及び減免について定めるもので、災害等やむを得ない事情により特に必要があると認めるときは徴収の猶予又は減免することができる旨を定めたものであります。第7条につきましては、委任規

定であります。つぎに附則でございますが本条例の施行期日を公布の日とするものであります。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（増田武夫）それでは説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。ございませんか。それでは質疑はないようですので、これで議案第36号に対する質疑は以上で終了いたします。説明員の方どうもありがとうございました。暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（増田武夫）それでは、会議を再開いたします。本議案に対する各委員のご意見を伺います。ご意見のある方は挙手をお願いいたします。それではないようですので、討論を省略して採決してよろしいでしょうか。

○委員（異議なしの声）

○委員長（増田武夫）それでは討論を省略して採決をいたします。議案第36号幕別町農業基盤整備事業分担金徴収条例は提案のとおり決することにご異議ございませんか。

○委員（なしの声）

○委員長（増田武夫）異議ないと認めます。議案第36号は原案のとおり可決されました。つぎに2番目の付託された陳情の審査についてを行います。陳情第8号北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書の提出を求める陳情書でございます。すでに皆さんお読みいただいたことと思えますけれども、この陳情書についてご意見のある方、ございませんか。この陳情書の中では、具体的な数字は上げていないのですけれども、北海道内の賃金が全国的にも最低のレベルにあるということで、そのことを改善してほしいという陳情でありますけれども。谷口委員。

○委員（谷口和弥）最低賃金の引き上げによって生活保護との乖離解消が緊急の課題である、そういった趣旨が述べられているところであります。思いとしましてはこの乖離は確かにたいへんな問題だと思うのです。私の思いとしましては、パートの時給を上げることはもちろんでありますけれども、もっと要望として高いものに上がっても良いのではないかという思いと、それから労働者、基本的には正社員化そういったことも必要になってくるのではないかというふうに考えているところであります。陳情者の趣旨については良く理解ができるというふうに思います。以上です。

○委員長（増田武夫）そのほかにありませんか。それではないようですので、これで意見が出尽くしたとしてよろしいでしょうか。

○委員（良しの声）

○委員長（増田武夫）それではお諮りいたします。陳情第8号北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書の提出を求める陳情書は採択することにご異議ございませんか。

○委員（なしの声）

○委員長（増田武夫）それでは、全会一致で採択されました。委員長報告、それと意見書につきましては、委員長、副委員長にご一任願いたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○委員（異議なしの声）

○委員長（増田武夫）それでは、そのようにさせていただきます。つぎに所管事務調査

項目についてお諮りしたいと思います。これまでの調査結果などをお示ししてごさいますけども、前回3月の調査項目が相手の都合もありまして、別なものに変更された経過がございます。それで私の提案なのですが、水道下水道に関する事項について6月にやりたいと思いますけれどもよろしいでしょうか。

○委員（はいの声）

○委員長（増田武夫）それでは、そういうことで前回計画しましたものを今度の所管事務調査で行うということにしたいと思いますのでよろしく願いいたします。以上で終わりますけれども、委員の皆さんから何かありましたら。ありませんか。

○委員（ありませんの声）

○委員長（増田武夫）それでは以上で産業建設常任委員会を閉じさせていただきます。

（閉会 11：15）